

告 示

埼玉県告示第四百九十一号

測量計画機関である朝霞市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

朝霞市

二 作業種類

公共測量（座標変換）

三 作業地域

朝霞市全域

四 作業期間

平成二十八年四月一日から平成二十八年四月二十八日まで